

令和5年5月16日

保護者各位

高松市立山田中学校
校長 溝渕 浩二

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の学校における対応について

5月8日から、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが変更されたことに伴い、学校における対応を次のようにしますので、お知らせします。

1 基本的な感染症対策について

- 健康状態の把握、適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケット、といった基本的な感染対策は今後も継続していきます。
※平時においてはこれ以外に特段の感染対策は行わないようになります。
- 生徒に、咽頭痛、咳など普段と異なる症状がある場合などは登校を控え、症状が無くなるまで自宅で休養するようお願いいたします。(5月8日以降は、基本的に「欠席」扱いとなります。)
- 地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて【「近距離」、【対面】、【大声】での発声や会話を控えること】、「生徒間に、触れ合わない程度の身体的距離を確保すること」などの措置を行います。

2 マスクの着用について

- 生徒及び教職員については、学校教育活動にあたって、引き続きマスク着用を求めないことを基本とします。
- 健康上の様々な理由により、感染不安を抱き、マスク着用を希望したり、マスクを着用できない生徒もいたりするため、学校においてマスクの着用を強いることのないようにします。また、マスクの着用の有無による差別・偏見等がないようにします。

3 学校における出席停止措置等についての留意事項

- 生徒の感染が判明した場合の出席停止期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」が基本となります。
- 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、該当生徒に対してマスクの着用を奨励します。

4 濃厚接触者の取扱いについて

- 5月8日以降は、濃厚接触者の特定は行われません。従前であれば濃厚接触者となる場合でも、今後は行動制限及びその協力要請は行われません。
- 同居しているご家族が新型コロナウイルスに感染した場合でも、生徒本人の感染が確認されていない場合は、「欠席」扱いとなります。

5 感染が不安で休ませたいと相談があった生徒の出欠の取扱いについて

- 感染が不安で休む場合は、基本的には「欠席」扱いになります。
しかし、以下のような場合などに、「出席停止」扱いにすることが可能な場合もありますので、学校にご相談ください。
 - 同居家族に高齢者や基礎疾患がある方がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由がある場合
 - 医療的ケアを必要とする生徒及び基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い生徒について、主治医の見解を保護者に確認して、登校すべきでないと判断した場合。